

賃貸住宅における 省CO₂促進モデル事業

概要

CO₂排出量が少ない賃貸住宅を新築、または一定基準を満たすように既築住宅を改築する場合、追加的に必要となる給湯、空調、照明設備などの効率化のために必要となる費用の一部が補助されます。省CO₂性能に優れた賃貸住宅供給を促進することが目的です。

これだけ
お得です!!

住宅の省エネ基準よりも少ないCO ₂ 排出	補助率	補助上限額
20%以上 (再エネ自家消費算入可)	1/2	60万円/戸
10%以上 (再エネ自家消費算入不可)	1/3	30万円/戸

このような方が利用できます 参考(2017年度事業)

- 新築または改築する賃貸住戸の所有者
日本国内で事業を営んでいる以下のいずれかの者
 - ・民間企業
 - ・個人事業主
 - ・一般社団法人、一般財団法人および公益社団法人、公益財団法人
- 上記に設備をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

このような賃貸住宅が利用できます 参考(2017年度事業)

- すべての賃貸住戸が下記の要件を満たすこと
 - ・新築の場合
次のaまたはbを満たすこと
 - a 外皮性能が、建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準に適合し、かつ設計時の省エネルギー性能指標 (BEI) が0.8以下であること (再生可能エネルギーの自家消費分の参入が可能)
 - b 外皮性能が、建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準に適合し、かつBEIが0.9以下であること (再生可能エネルギーの自家消費分の算入不可)
 - ・改築の場合
次のaまたはbを満たすこと
 - a 改築により、BEIが0.9以下になり、かつ現状と比較し0.1以上BEIが減少していること (再生可能エネルギーの自家消費分の算入不可)
 - b 改築により、BEIが1.0以下になり、かつ現状と比較し0.1以上BEIが減少していること (再生可能エネルギーの自家消費分の算入不可)
- 当該賃貸住戸のエネルギー消費性能等を表示し、広く一般に周知を図ること
- 空調設備 (暖冷房設備)、給湯設備、照明設備、換気設備、太陽光発電システム、太陽熱用システム、コージェネレーションシステム、蓄電池、開口部 (窓・サッシ・玄関ドア) など、設備種ごとに定められた要件を満たすこと。

注：BEI = 設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く) / 基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く)

2018年2月末時点の情報で、内容が変更になる場合があります。

制度の
詳細

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
http://lcspa.jp/offering/20170417_01

